尾道市立長江中学校長

気象警報等発令時の対応について

尾道市に気象警報等が発令された場合には，尾道市教育委員会「気象警報発令時の対応方針」に基づき，次のように対応します。

■対象地域　　①尾三地域　　②広島県南部　　③広島県全域
■警報内容　　次のいずれか一つ以上
大雨，洪水，暴風，暴風雪，大雪，波浪，高潮の「特別警報」「警報」

１　基本的な対応

（１）【特別警報】発令（大雨・暴雨・暴風雪・大雪・波浪・高潮）の場合
午前６時現在，「尾道市」に上記の特別警報が一つでも発令されているとき
▸臨時休業・デリバリー給食停止とする。

（２）【警報】発令（大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮）の場合
①　午前６時現在，「尾道市」に上記の警報が一つでも発令されているとき
▸自宅待機・学校給食停止とする。
◆午前１１時までに【警報】が解除になった場合
▸▸登校時刻をメール配信で連絡する。
◆午前１１時以降も【警報】が継続の場合
▸▸臨時休業とする。
②　午前６時以降，始業時までに「尾道市」に【警報】が一つでも発令され自宅に居る場合。
▸自宅待機とする。
◆午前１１時までに【警報】が解除になった場合
▸▸登校時刻をメール配信で連絡する。
▸▸午前中に登校の場合，昼食が必要
◆午前１１時以降も【警報】が継続の場合
▸▸臨時休業とする。
③　始業時以降，「尾道市」に【警報】が一つでも発令されているとき
▸学校待機とする。
▸▸通学路の安全確認後，下校時刻を決定し，メール配信後下校。

２　臨時休業時，一斉下校時，解除後の安全対策・注意事項

（１）　臨時休業中▸外出しない。
（２）　一斉下校時及び警報が解除の場合▸増水河川，高波の恐れがある海岸，緩んだ地盤，切れた電線の箇所に近づかない